

**シルバー人材センターボランティア保険制度
加入依頼書兼加入者通知書**

(加入依頼日) 年 月 日

<ご加入時の確認事項>
私は、自分が保険契約者の構成員であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。また、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について、確認のうえ同意します。

年 月 加入分

保 陰 契 約 者	公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会		
加 入 セン タ ー 名 ☆			申込印 ご加入時の確認事項確認印兼用 印
住 所	〒		
ご担当者・ご連絡先	TEL		
加 入 会 員 数 ☆	名	保 陰 料 合 計	円
支 払 限 度 額 保 陰 金 額	<u>賠償責任担保条項</u> (支払限度額) 対人・対物賠償事故共通 1事故につき1億円 (免責金額 1,000 円)		
	<u>傷害担保条項</u> (保険金額) 死亡・後遺障害保険金 : 510 万円 (後遺障害の場合は等級により金額の 4~100%) 入院保険金日額 : 3,000 円(180 日限度) 通院保険金日額 : 2,000 円(90 日限度)		
保 陰 (補 償) 期 間 (注)	年 月 日午後 4 時 ~ 2027 年 4 月 1 日午後 4 時まで (中途加入は午前 0 時 ~)		
振 入 先	口座名 株式会社 全福サービス 銀行名 GMO あおぞらネット銀行 オアシス支店 普通預金口座 ※口座番号は、シルバー人材センター毎に異なります。		
振 入 着 金 日	年 月 日 (注)		

※中途加入の際は、記載不備の無い「加入依頼書兼加入者通知書」の到着日、もしくは着金日のいずれか遅い日の翌日より補償を開始します。

★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いきりません。☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いきりませんので、ご注意ください。

※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

告知事項申告書★ 質問の回答が「はい」の場合は、「はい」に○をつけてください。

<input checked="" type="radio"/> はい	他の同種の保険契約また共済契約がありますか? 「はい」の場合は下記に詳細をご記入ください。
保険等の種類	会社名
満期日	支払限度額

● FAX 03-3258-8878 (FAX 後、全福へ郵送し、コピーを各シルバー人材センターで保管ください。)

● 郵送先 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8 NCO 神田須田町 5F

加入者名簿 1

NO	加入会員名	主なボランティア活動の内容	保険料(円)
1			240円
2			240円
3			240円
4			240円
5			240円
6			240円
7			240円
8			240円
9			240円
10			240円

※上記項目が満たされていれば、別紙明細として別様式の名簿でも可です。

加入者が10名以上の場合、別紙へご記入ください

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のため、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

加入者名簿 2

NO	加入会員名	主なボランティア活動の内容	保険料(円)
11			240円
12			240円
13			240円
14			240円
15			240円
16			240円
17			240円
18			240円
19			240円
20			240円
21			240円
22			240円
23			240円
24			240円
25			240円
26			240円
27			240円
28			240円
29			240円
30			240円
合 計 保 险 料			円